

国家試験制度の改正について

H25. 2. 1 日本データ通信協会

平成25年2月1日から、試験手数料及び工事担任者の工事範囲と実務経歴による科目免除が下記のとおり改正されました。

1. 試験手数料の改正内容

試験の種類	4科目試験	3科目試験	2科目試験	1科目試験	全科目免除	「改正前」
電気通信主任技術者	18,700円	18,000円	17,300円	16,600円	9,500円	18,700円
工事担任者	—	8,700円			5,600円	8,700円

2. 工事担任者工事範囲の改正内容

種別	改正後	改正前
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒一ギガビット</u> ）以下のものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものに限る。）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
DD第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <u>毎秒一ギガビット以下</u> であつて、主として <u>インターネットに接続するための回線に係るものに限る。</u> ）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <u>毎秒百メガビット以下</u> のものであつて、主として <u>インターネット接続のための回線に限る。</u> ）ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

3. 実務経歴による科目免除の改正内容

免除になる科目：電気通信技術の基礎及び端末設備の接続のための技術及び理論

種別	改正後	改正前
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <u>毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。</u> ）に3年以上	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下の主としてインターネット接続のための回線及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）に3年以上
DD第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット</u> ）を超えるものに限る。）に3年以上	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超えるものに限る。）に3年以上
AI・DD総合種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあっては、毎秒1ギガビット</u> ）を超えるものに限る。))にそれぞれ3年以上	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上

4. 改正の背景（総務省報道発表資料：平成 24 年 11 月 20 日）

電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の改定に係る電気通信事業法施行令等の一部改正	「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成 23 年 10 月 総務省）を踏まえて実費を勘案した精査を行ったところ、試験を受ける科目数に応じて異なる手数料を定めることが適当であると判断したことから、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料を改定する。
工事担任者の工事範囲に係る工事担任者規則の一部改正	電気通信事業法第 7 1 条及び第 7 2 条においては、利用者が、端末設備や自営電気通信設備を電気通信回線設備に接続する場合は、原則として工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないこと、更に工事担任者資格者証の種類とその工事の範囲については、総務省令で定めることを規定している。 本制度は、通信環境の変化を踏まえて、適時適切に改正する必要があるため、総務省では、昨今の通信サービスの高度化や、インターネットの普及状況、工事会社業界団体の要望及び電子通信事業者等へのヒアリングを基に検討を行い、改正する。

本件問合せ先

一般財団法人日本データ通信協会

企画課 古屋課長

電話：03-5907-6556、F A X：03-5974-0096